

県庁不正経理 不正経理日本一

12月18日の全員協議会において、平成15年度から20年度の不正経理の調査結果と処分について報告がされました。

不正経理処理額：約36億6000万円

懲戒処分：4名
 停職処分：1名
 本庁処分：1783名
 （懲戒処分445名含む）
 県立高校職員処分：462名

不正経理による県への損害

損害額：約9億円（集計額+推定額）

- ・職員から全額返金
- ・前知事・前副知事・元出納長からも返還
- ・合わせて、業者のプール金の返還を求める

【処分者の内訳（千葉県経理問題特別調査結果報告書追加調査分 概要より）】

順位 処分	部長級	次長級	課長級	主幹級	副主幹級 以下	合計
免職					4	4
停職					1	1
減給		2	2	1		5
戒告	35	133	235	14	18	435
文書訓告			31	257	934	1,222
嚴重注意			17	17	98	116
合計	35	135	269	289	1,055	1,783

【県立学校の処分の内訳（千葉県経理問題特別調査結果報告書追加調査分 概要より）】

区分	校長	事務長	経理担当者	合計
文書訓告	56	43	77	176
嚴重注意	51	84	151	286
合計	107	127	228	462

県民のみなさん、
これで納得できます
でしょうか？

この時の課長補佐、庶務係長、課長は、今は何処にいるのかな？
これも、「自己の用途に充てるために横領、自宅で個人的に使用」などの理由から免職した職員と何処が違うの？



各課の庶務主任が課長補佐と庶務係長の指示を受け、(中略)裏金を作ります。裏金の使い道は課長本人の自己接待です。(中略)どの課でも行われている悪しき慣習です。

(1997年の内部告発文より)

